

申す間敷候、若し上納拝借金の由書き入れ、脇より
取り置き候手形これ有り候はば、曲事に仰せ付けらるべき旨
畏み奉り候事

○一質地取り候もの年貢これ出さず、質地に遣わし置き候
無田地の者の方より年貢役等勤め候ものこれ有る
由相聞き、不届の至りに候、右の趣急度相守るべき旨
仰せ付けられ畏み奉り候事

○一百姓並び子供、初めて軽き侍奉公に出し、其の後在所へ
引き込み候ても、刀差し候儀仕る間敷候旨仰せ渡され
畏み奉り候、在所へ帰り罷り在り候節は、屋敷方より少々
合力(ごうりき)取り候共、刀差し申す間敷候、若し密々に刀差し
申し候はば、曲事に仰せ付けらるべく候事

○一有り来たりの外、新規に在々にて小さきほこら(祠)、或いは
仏像建立、堅く仕る間敷旨仰せ渡され畏み奉り候事
○一百姓共並び子供、耕作は不精(ぶしょう)にいたし、遊び事に掛り
不似合いな風俗をまなび候儀、堅く仕る間敷旨

仰せ渡され畏み奉り候事

○一関東筋川船(船の異体字)の儀、川舟御役所にて極印(こくいん)請ける筈の所、
極印請けおくれ候船これ有り、不届に候間、弥以(もって)川船の分極印請け
申すべき旨仰せ渡され畏み奉り候、若し極印請けざる船これ有り候はば、
持ち主並び名主・年寄共曲事に仰せ付けらるべき事

○一人売買の儀、堅く御法度の旨仰せ渡され
畏み奉り候事

○一在々へ役人の由申し偽り徘徊(はいかい)いたし、ねだり
が間敷儀申すものこれ有り候はば押し留め置き、早速御注進
申し上げるべく候、若し隠し置き候はば、名主・年寄曲事に
仰せ付けらるべく候事

○一在々にて質屋・古着屋共の儀、質物取り候はば
置き主・證人吟味致し、印形致させ質物取り申すべく候、
若し不吟味にいたし、盗物質物に取り、又は買い

取り候はば、組合・名主・年寄ども迄、曲事

仰せ付けらるべく候事